

鎌ヶ谷市公共下水道事業審議会会議録

1. 開催日時 平成17年8月10日(水)午後2時00分
2. 開催場所 第1・第2委員会室 (市役所6階)
3. 鎌ヶ谷市公共下水道事業審議会委員委嘱状交付式
【審議会の開催前に委嘱状交付式が行なわれ、市長から各委員に委嘱状が交付された。】
【委嘱状交付式後、市長より挨拶】
4. 鎌ヶ谷市公共下水道事業審議会
 - (1) 議題 正副会長の選任について
 - (2) その他
5. 出席者
 - (1) 出席委員
鈴木道雄委員、佐藤誠委員、原八郎委員、宮城登美子委員、
塩野谷和之委員、設水利夫委員
 - (2) 欠席委員
川上智且委員
 - (3) 事務局
市長(委嘱状交付式のみ出席)
人見土木部長、野中次長
下水道建設課
大坊副参事(事)下水道建設課長、阿部課長補佐(事)計画係長
貞方建設係長、初芝主査補、横山主任技師
下水道管理課
大場主幹(事)課長補佐、山中副主幹(事)管理係長
6. 傍聴者なし
7. 鎌ヶ谷市公共下水道事業審議会
 - (1) 議題 正副会長の選任について
決定事項
正副会長の選任については、委員の互選により、会長は鈴木道雄委員、副会長は佐藤誠委員に決定された。
 - (2) その他
決定事項
①会議録署名人の選出について
会議録署名人は、会長から名簿順により佐藤誠委員が指名され、意義なく決定された。

②会議の原則公開及び傍聴者の定員について

会議は、今後も引続き原則公開として開催することとし、傍聴者の定員を20人に決定した。

【質疑応答】

会長： 傍聴者の定員については、会場の都合もあり、あまり定員を多くすることはできないと思いますので、現在の20名にしたいが如何でしょうか。

A委員： 今まで、最高で何人ぐらいの傍聴者の希望があったのでしょうか。

事務局： 平成15年度に行ないました審議会では1名の傍聴者がいました。

会長： 議案の公共下水道の問題点によっては、かなり過去に出た経緯はあるのでしょうか。実態としては、ほとんど無いという状況なのでしょうか。

事務局： 情報公開の会議の公開については、平成15年から公開しまして、その時に決まりましたので、それ以前傍聴者はゼロです。

【傍聴者の定員について、委員全員異議なく20名として決定される。】

③報告事項

下水道事業の概要について

「公共下水道事業審議会資料」に基づき下水道建設課及び下水道管理課より説明を行った。

【質疑応答】

B委員： 資料の3ページの鎌ヶ谷市の共下水道計画の概要の中で、鎌ヶ谷第2-3北初富地域ですが、非常に着手が遅れています。先ほどの説明の中で汚水の幹線の見直しというのがありました。これをもう少し具体的にご説明願いたいのですが。

事務局： 栗野地先に、この地区の接続点。いわゆる流域下水道の鎌ヶ谷幹線があり、それに接続するため約1.1キロメートルの調整区域を経由して、幹線整備を計る計画で、それをもっと投資効果の良い、例えば延長を短くし、早期に事業を着手して地域の共用開始を目指す。具体的には、北初富交差点に接続点があり、同地区は、分区としての計画としては、最上流部になるので、それを新たな投資効果等を考慮し、今後計画変更を上位機関と行って事業を着手していきたい。

北初富駅周辺地区については、くぬぎ山地区と同じ、350円の受益者負担金の単価を設定しており、面積的にも人口的にも、くぬぎ山地区が今のところ多いということで、概ね整備につきましても、7割程度くぬぎ山地区は完了していますので、今後主力を北初富に移行して行く計画です。

先ほどの約1.1キロメートルの幹線整備を見直し、投資効果を考える。具体的にはまだ作業中ですが、約半分位の幹線で出来れば投資効果の良い、計画で今後協議を重ねて行きたい。

すでに、事業を行なう区域として決定していますので、その辺の計画が整えば、即く事業を着手できる状況です。

B委員： 今の部分ですが、期間等おおかた決定されているということですか。見直しの期間、着工そして完成までの期間ですけれども。

事務局： この作業は、今現在認可事務の一部変更という事で、今月発注しており、これから具体的に条件整備等を整理して協議していきたい。

B委員： 具体的にいつ頃までに完成させるという部分は見えてこないのですか。

事務局： 基本的には、今年度事業でその作業を行いますので、その作業を取りまとめて行く中、若しくは協議を今年度中に行いまして、具体的には来年度明確に位置づけされればと思っております。

C委員： 2ページ、江戸川第一終末処理場というのは、今後造られるという事ですか、第二があって第一というのは造り替えなのですか

事務局： 第一・第二の処理場をもって当流域の流末処理場の処理施設ですが、今現在は、第二処理場が市川市で稼働しております。第一終末処理場については、計画に三番瀬の問題があり、その区域の中に第一処理場の計画が含まれています。事業化へ地元の地権者等の関係も含め協議が整いつつあるが、第二終末処理場においては、関連の8市の整備状況から上限の処理能力に支障を来すというところから第一処理場については、建設をして行く予定と聞いています。

C委員： 県の方で三番瀬の方の開発をしないとか、保護などの問題もありますが、その辺のところは、決着がついているのですか。

事務局： これについては、知事の公約ですが計画の見直しとか、白紙に戻すとか、そういう形の中で今現在進めています。今は地権者等の関係の協議が整いつつあり、目途が立ってきた状況で、これから具体的な土地利用計画を定め、今後事業に向けて実施をして行くこととなります。

C委員： 知事の方の公約というか、言っていたものが結局それを修正するというか、地権者との話し合いがついたから修正するとか、それに知事としては応じるという

か、そういう状態なのですか。

事務局： 基本的には、48haの中で土地利用計画を見直し、地権者等の関係の協議を詰め、現在ほぼ、まとまって来ています。それを具体的に手続きし、事業を着手するということとなります。

若干縮小の傾向にありますが、特に第二終末処理場で稼働しております処理水が、平成20年ごろには処理能力をオーバーし、処理できなくなる状況も聞いていますので、それらに対応すべく今後事業が進められて行くと考えております。

C委員： 地権者等の条件整備をして、その後知事との交渉になると言うことですか。

D委員： 江戸川の処理場は、2箇所計画決定されており、第一・第二で、元々第一処理場は、今のところに計画されたが、当時反対運動が起きて三番瀬へ一旦持って行こうという話で、計画決定そのものは残っております。

今回三番瀬の問題があって元に戻そうということで、今の場所に第一処理場を造って行くことになり、実際には48haですけれどもっと縮小した形になって、「行徳富士」という高速道路の凄い土砂のある場所ですが、そこに縮小し、持って来ようというより元々計画決定されていたわけですから、そういう意味では、知事うんぬんの関係ではなくて、今年度末までに事業認可を取って用地買収に入ろうとしています。

相手がいるのでどこまで進むかわからないが、そういう計画をしています。第二処理場はほとんど終わっているので、第一処理場を増設して行こうという考え方であります。

B委員： 7ページの下水道事業受益者負担金について、各地域で負担金の具体的な金額が違っていますが、これについて金額の設定の仕方とか、そういう部分についてご説明をお願いします。

事務局： 現在負担区は6負担区あり、この単位負担区を決めるには、その地区地区ごとの下水道の建設に係る総事業費を算出します。面積により事業費が変わるので単位負担金の金額が変わってきます。

ただ、面積が大きいから高いのではなく、その負担区の道路の密度、道路がどのくらいあるのかによって、事業費も違ってきますのでそれぞれ違った負担金となっております。

これについては、来年度諮問する予定でおりますので、その際にはもっと算出方法とか、事業費の総額とかその辺について詳しく説明したいと思います。

A 委員： 5 ページの水洗化状況でけれども、手賀沼処理区の鎌ヶ谷第2-2のくぬぎ山、その他になってますけれども、ここだけ特別低いようですがその理由をお願いします。

事務局： くぬぎ山地域は、供用を開始して間もない地域で、幹線のところがやっと整備されて、これからどんどん毛細血管のように末端まで入っていくのですが、そういう状況で、まだ水洗化に連動していないのが現状です。

会 長： それでは、これをもって本日の審議会を終了させていただきます。

会議録署名人の署名

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため次に署名する。

平成17年9月16日

署名人 佐藤 誠
